

新旧対照表（第4補給処官給品等取扱要領）

現 行	改 正
資伺第10号（令和8年3月18日）別冊 第4補給処官給品等取扱要領 航空自衛隊第4補給処	資伺第10号（令和8年3月18日）別冊 一部変更 資伺第47号（令和8年9月8日） 第4補給処官給品等取扱要領 航空自衛隊第4補給処

第4章 外注用修理品の処理 (取り外し部品等の処理) 第14条 (略) (3) 返還の通知 工場調整記録(別紙5-5-1)及び工場調整記録(別紙5-7-1)を作成し、返還物品到着前日までに入力完了させる。メール又は郵送等により通知する場合は、返還物品到着前日までに第4補給処に到着するよう通知する。 なお、エラーが発生した場合においては、返還物品到着前日までにこれを是正する。 (官給品官給品の受領) 第18条 工場物品管理責任者は、官給品を受領した場合添付された受領書又は管理換表(写)に基づき、次の各号に定める処理を実施する。 第11章 不用品の処理 (不用決定通知) 第52条 第4補給処長は、不用決定申請を承認した場合は処置事項を明記の上、不用決定書2部を契約工場へ送付する。 (不用決定後の処理) 第53条 (略) 2 「不用決定後の処理」欄が「返還」と記載されたもの(1)不用品として不用材料別区分表(別紙11-1-1)に定める材料別に整理の上、その区分ごとに返品書を作成し、廃品出納官又は指定する部隊等の分任物品管理官に返還する。 第15章 雑則 (委任規定) 第63条 この取扱要領に定める業務の実施に必要な細部処理要領は、各工場物品管理責任者の定めるところによる。	第4章 外注用修理品の処理 (取り外し部品等の処理) 第14条 (略) (3) 返還の通知 工場受領返還記録(別紙5-5-1)及び工場調整記録(別紙5-7-1)を作成し、返還物品到着前日までに入力完了させる。メール又は郵送等により通知する場合は、返還物品到着前日までに第4補給処に到着するよう通知する。 なお、エラーが発生した場合においては、返還物品到着前日までにこれを是正する。 (官給品官給品の受領) 第18条 工場物品管理責任者は、官給品を受領した場合、添付された受領書又は管理換表(写)に基づき、次の各号に定める処理を実施する。 第11章 (不用決定通知) 第52条 第4補給処長は、不用決定申請を承認した場合は処置事項を明記の上、不用決定書1部を契約工場へ送付する。 (不用決定後の処理) 第53条 (略) 2 「不用決定後の処理」欄が「返還」と記載されたもの (1) 不用品として不用材料別区分表(別紙11-1-1)に定める材料別に整理の上、その区分ごとに返品書を作成し、廃品出納官又は指定する部隊等の分任物品管理官に返還する。 第15章 雑則 (電算機利用申請) 第63条 契約工場等が電算機を新規に利用したい場合、又は利用中の申請内容に変更がある場合は、後方支援サービス利用申請書(別紙第15-1-1)を作成し、資材計画部長(在庫統制課長気付)に提出するものとする。 (電算機の貸付) 第64条 契約工場等は、前条の申請が許可された場合は、第26条の規定に基づき接続用パソコン等の無償貸付を申請するものとする。 (委任規定) 第65条 この取扱要領に定める業務の実施に必要な細部処理要領は、各工場物品管理責任者の定めるところによる。
---	---

ERC（性価区分）コード一覧表

区分	記号	対 象 品 目	
消耗性区分	N	非消耗性品目	使用により直ちに消耗せず、通常の状態ではその性質及び形状は失わず、本質的にほかの品目の部品とならない品目
	X	消耗性品目	使用により消耗するか又はほかの品目に取り付けられたり、合体されることにより、本来の性質又は形状が失われるか、若しくはほかの品目の一部となる品目
修理区分	D	補給処段階修理品目	要修理となった場合、補給処整備段階までは、通常、経済的に修理可能とされる品目
	B	基地段階修理品目	次の1～3のいずれかに該当する品目 1 要修理となった場合、基地整備段階限りの修理とするのが、通常、経済的とされるもの 2 本質的に修理不可能なもの 3 使用によって消失するもの
価格区分	1	高 価 格	単価300万円以上の品目
	2	中 価 格	非消耗性品目：単価300万円未満かつ2万円以上の品目 消耗性品目：単価300万円未満かつ3万円以上の品目
	3	低 価 格	非消耗性品目：単価2万円未満の品目 消耗性品目：単価3万円未満の品目

性価区分表

表示桁数		3桁表示内訳 (2「性価区分表」のとおり。)			備 考
		(1桁目) 消耗性区分	(2桁目) 修理区分	(3桁目) 価格区分	
1桁	3桁				
0	X B 3	消耗性品目 (消耗品)	基地段階 修理品目	低価格 (注1)	注1：単価3万円以上でも、物品の性質上、使用すれば消耗する品目（燃料、材料、薬品類等）及び本質的に修復できない補用部品等の品目を含む。
1	X D 1	同	補給処段階 修理品目	高 価 格	
2	X D 2	同	同	低 価 格	
3	X B 1	同	基地段階 修理品目	高 価 格	
4	X B 2	同	同	低 価 格	
5	N D 1	非消耗性 品目	補給処段階 修理品目	高 価 格	注2：単価2万円未満でも、物品の性質上、消耗品とみなすのが不適当な品目を含む。
6	N D 2	同	同	低 価 格	
7	N B 1	同	基地段階 修理品目	高 価 格	
8	N B 2	同	同	低 価 格	
9	N B 3	同 (消耗品)	同	低価格 (注2)	

1 ERC（性価区分）コード一覧表

区分	記号	対 象 品 目	
消耗性区分	N	非消耗性品目	使用により直ちに消耗せず、通常の状態ではその性質及び形状は失わず、本質的にほかの品目の部品とならない品目
	X	消耗性品目	使用により消耗するか又はほかの品目に取り付けられたり、合体されることにより、本来の性質又は形状が失われるか、若しくはほかの品目の一部となる品目
修理区分	D	補給処段階修理品目	要修理となった場合、補給処整備段階までは、通常、経済的に修理可能とされる品目
	B	基地段階修理品目	次の1～3のいずれかに該当する品目 1 要修理となった場合、基地整備段階限りの修理とするのが、通常、経済的とされるもの 2 本質的に修理不可能なもの 3 使用によって消失するもの
価格区分	1	高 価 格	単価300万円以上の品目
	2	中 価 格	非消耗性品目：単価300万円未満かつ2万円以上の品目 消耗性品目：単価300万円未満かつ3万円以上の品目
	3	低 価 格	非消耗性品目：単価2万円未満の品目 消耗性品目：単価3万円未満の品目

2 性価区分表

表示桁数		3桁表示内訳 (1 ERC(性価区分)コード一覧表参照)			備 考
		(1桁目) 消耗性区分	(2桁目) 修理区分	(3桁目) 価格区分	
1桁	3桁				
0	X B 3	消耗性品目 (消耗品)	基地段階 修理品目	低価格 (注1)	注1：単価3万円以上でも、物品の性質上、使用すれば消耗する品目（燃料、材料、薬品類等）及び本質的に修復できない補用部品等の品目を含む。
1	X D 1	同	補給処段階 修理品目	高 価 格	
2	X D 2	同	同	中 価 格	
3	X B 1	同	基地段階 修理品目	高 価 格	
4	X B 2	同	同	中 価 格	
5	N D 1	非消耗性 品目	補給処段階 修理品目	高 価 格	注2：単価2万円未満でも、物品の性質上、消耗品とみなすのが不適当な品目を含む。
6	N D 2	同	同	中 価 格	
7	N B 1	同	基地段階 修理品目	高 価 格	
8	N B 2	同	同	中 価 格	
9	N B 3	同 (消耗品)	同	低価格 (注2)	

現 行

管理換票（受領書）の記入例
出荷指令に基づき部隊から直送された官給品等の受領（仮受領）

あて先等 私 例 受 領 書 山 田 部	第 4 補 給 処 （ 本 処 ） 埼 玉 県 狭 山 市 稲 荷 山 2 - 3										参 照 番 号 S02352202503170001					
	日付	物 品 番 号			品 名		単位	数 量	処置	整理区分	発送料	証 書 番 号	適用・供用先			
	20250715	1440-423-2893-5			LAUNCHER ME		5 EA	1	V	KG1H A C	7104	SB7104B20250000101				
	20250731 S 1															
	機器一連番号		単 価	部 品 番 号		優先	管理完了日	細数	車 量				包装			
	6043		M	855649631		M	11450801-9-2	20						包装		
	物品出納官	転 記	配 機 機 連	出 納	保 管 場 所		保 管 場 所		出 納	検 査	記 帳	転 記	物品出納官			
	< B >	山下 20250715	下山 20250716	山田 20250716					20250731	20250731	20250731	20250731	上田			
	分任管理官	記事 機器一連番号：6043										記事 062688A2025000001		分任管理官		
	<7104>															

注： 1 契約工場では、記入例（斜体太字）で示しているところだけ処置する。
2 記事欄には、仮受領証書番号を記入する。

改正案

管理換票（受領書）の記入例
出荷指令に基づき部隊から直送された官給品等の受領（仮受領）

あて先等 私 例 受 領 書 山 田 部	第 4 補 給 処 （ 本 処 ） 埼 玉 県 狭 山 市 稲 荷 山 2 - 3										参 照 番 号 S02352202503170001					
	日付	物 品 番 号			品 名		単位	数 量	処置	整理区分	発送料	証 書 番 号	適用・供用先			
	20250715	1440-423-2893-5			LAUNCHER ME		5 EA	1	V	KG1H A C	7104	SB7104B20250000101				
	20250731 S 1															
	機器一連番号		単 価	部 品 番 号		優先	管理完了日	細数	車 量				包装			
	6043		M	855649631		M	11450801-9-2	20						包装		
	物品出納官	転 記	配 機 機 連	出 納	保 管 場 所		保 管 場 所		出 納	検 査	記 帳	転 記	物品出納官			
	< B >	吉田 20250715	木下 20250716	木下 20250716												
	分任管理官	記事 機器一連番号：6043										記事		分任管理官		
	<7104>															

注： 1 契約工場では、記入例（斜体太字）で示しているところだけ処置する。
2 記事欄には、仮受領証書番号を記入する。

(写)票換管理
別紙3-3-4(続)

(写)票換管理
別紙3-3-4(続)

工場受払記録記入要領（KD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目以外の入力時

伝 送 項 目 種 別	桁数	内 容 等
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 知 番 通 知 区 分	5 2	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号 K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注2）
補 給 処 区 分	1	1（第4補給処KD）
物 品 番 号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記 号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に一对で使用する。
状態条件	6	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	受払数量（例：25の場合 → 000025）
官 給 区 分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証 書 番 号	1 8	工場で使用する証書番号（注3）
参 照 番 号	1 8	編入物品の受払の際、対応する工場で使用する証書番号（対応する証書番号が未定の場合は、空白）
ス ペ ー ス	4	
作 業 区 分	1	受払の根拠となる作業内容を数字で記入する。 1：通常作業 2：特別作業（TCTO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等）
契 約 番 号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修 理 台 数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
R T 区 分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目 物品番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入する。
処理日付	8	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	5 2	

別紙5－6－1（1－1）

工場受払記録記入要領（KD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目以外の入力時

伝 送 項 目 種 別	桁数	内 容 等
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 知 番 通 知 区 分	5 2	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号 K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注2）
補 給 処 区 分	1	1（第4補給処KD）
物 品 番 号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記 号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に一对で使用する。
状態条件	1	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	受払数量（例：25の場合 → 000025）
官 給 区 分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証 書 番 号	1 8	工場で使用する証書番号（注3）
参 照 番 号	1 8	編入物品の受払の際、対応する工場で使用する証書番号（対応する証書番号が未定の場合は、空白）
ス ペ ー ス	4	
作 業 区 分	1	受払の根拠となる作業内容を数字で記入する。 1：通常作業 2：特別作業（TCTO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等）
契 約 番 号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修 理 台 数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
R T 区 分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目 物品番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入する。
処理日付	8	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	5 2	

別紙5－6－1（1－1）

工場受払記録記入要領（AD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目以外の入力時

伝 送 項 目	桁数	内 容 等
種 別	2	3 0（固有値）
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 番	5	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号
通 知 区 分	2	K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注2）
補 給 処 区 分	1	4（第4補給処AD）
物 品 番 号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記 号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に対で使用使用する。
状態条件	6	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	受払数量（例：25の場合 → 0 0 0 0 2 5）
官 給 区 分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証 書 番 号	1 8	工場で使用する証書番号（注3）
参 照 番 号	1 8	編入物品の受払の際、対応する工場で使用する証書番号 （対応する証書番号が未定の場合は、空白）
ス ペ ー ス	4	
作 業 区 分	1	受払の根拠となる作業内容を数字で記入する。 1：通常作業 2：特別作業（TCTO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等）
契 約 番 号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修 理 台 数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
R T 区 分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目 物品番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入する。
処理日付	8	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	1 9	
ロット番号	1 0	ロット管理品については、当該ロット番号（ロット管理品目でない場合は空白）
スペース	2 3	

別紙5－6－1（1－2）

工場受払記録記入要領（AD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目以外の入力時

伝 送 項 目	桁数	内 容 等
種 別	2	3 0（固有値）
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 番	5	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号
通 知 区 分	2	K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注2）
補 給 処 区 分	1	4（第4補給処AD）
物 品 番 号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記 号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に対で使用使用する。
状態条件	1	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	受払数量（例：25の場合 → 0 0 0 0 2 5）
官 給 区 分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証 書 番 号	1 8	工場で使用する証書番号（注3）
参 照 番 号	1 8	編入物品の受払の際、対応する工場で使用する証書番号 （対応する証書番号が未定の場合は、空白）
ス ペ ー ス	4	
作 業 区 分	1	受払の根拠となる作業内容を数字で記入する。 1：通常作業 2：特別作業（TCTO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等）
契 約 番 号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修 理 台 数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
R T 区 分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目 物品番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入する。
処理日付	8	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払通知エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	1 9	
ロット番号	1 0	ロット管理品については、当該ロット番号（ロット管理品目でない場合は空白）
スペース	2 3	

別紙5－6－1（1－2）

工場受払記録記入要領（KD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目の入力時

伝送項目	(桁数)	内 容 等
種 別	2	3 0（固有値）
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 番	5	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号
通知区分	2	K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注1参照）
補給処区分	1	1（第4補給処KD）
物品番号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に対で使用する。
状態条件	6	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	0 0 0 0 0 1（物品増減報告対象品目及びシリアル管理品目は数量「0 0 0 0 0 1」に限る。）
官給区分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証書番号	1 8	工場で使用する証書番号（注3）
参照番号	1 8	当該官給物品の受領に係る「工場受領返還記録」に記入した出荷側の証書番号又は調達要求番号を記入する。記録区分「KB」により在庫となった物品を「KI」「KT」する場合は、「KB」した際に工場で付与した証書番号を記入する。
本機納入年度	4	対象となる製造又は修理対象機器の納入年度を西暦（4桁数字）で記入する。
作業区分	1	1：通常作業 2：特別（TC TO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等
契約番号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修理台数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
RT区分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目物品番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入する。
処理日付	8	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	2 9	
機器一連番号	1 2	メール又は郵送等による通知に限り、物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目の場合、機器一連番号を記入する。物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目でない場合は空白
スペース	1 1	

別紙5－6－1（2－1）

工場受払記録記入要領（KD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目の入力時

伝送項目	(桁数)	内 容 等
種 別	2	3 0（固有値）
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 番	5	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号
通知区分	2	K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注1参照）
補給処区分	1	1（第4補給処KD）
物品番号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に対で使用する。
状態条件	1	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	0 0 0 0 0 1（物品増減報告対象品目及びシリアル管理品目は数量「0 0 0 0 0 1」に限る。）
官給区分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証書番号	1 8	工場で使用する証書番号（注3）
参照番号	1 8	当該官給物品の受領に係る「工場受領返還記録」に記入した出荷側の証書番号又は調達要求番号を記入する。記録区分「KB」により在庫となった物品を「KI」「KT」する場合は、「KB」した際に工場で付与した証書番号を記入する。
本機納入年度	4	対象となる製造又は修理対象機器の納入年度を西暦（4桁数字）で記入する。
作業区分	1	1：通常作業 2：特別（TC TO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等
契約番号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修理台数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
RT区分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目物品番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入する。
処理日付	8	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	2 9	
機器一連番号	1 2	メール又は郵送等による通知に限り、物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目の場合、機器一連番号を記入する。物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目でない場合は空白
スペース	1 1	

別紙5－6－1（2－1）

工場受払記録記入要領（AD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目の入力時

伝 送 項 目	(桁数)	内 容 等
種 別	2	3 0（固有値）
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 番	5	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号
通 知 区 分	2	K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注1のとおり。）
補 給 処 区 分	1	4（第4補給処AD）
物 品 番 号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記 号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に一対で使用する。
状態条件	6	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	0 0 0 0 0 1（物品増減報告対象品目及びシリアル管理品目は数量「0 0 0 0 0 1」に限る）
官 給 区 分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証 書 番 号	1 8	工場で使用する整理番号（注3）
参 照 番 号	1 8	当該官給物品の受領に係る「工場受領返還記録」に記入した出荷側の証書番号又は 調達要求番号を記入する。 記録区分「KB」により在庫となった物品を「KI」「KT」する場合は、「KB」 した際に工場で付与した証書番号を記入する。
本機納入年度	4	対象となる製造又は修理対象機器の納入年度を西暦（4桁数字）で記入する。
作 業 区 分	1	受払の根拠となる作業内容を数字で記入する。 1：通常作業 2：特別作業（TCTO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等
契 約 番 号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修 理 台 数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
R T 区 分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目物品 番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入 する。
処理日付	8	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	1 9	
ロット番号	1 0	ロット管理品については、当該ロット番号（ロット管理品目でない場合は空白）
機器一連番号	1 2	メール又は郵送等による通知に限り、物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目 の場合、機器一連番号を記入する。物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目で ない場合は空白
スペース	1 1	

別紙5－6－1（2－2）

工場受払記録記入要領（AD）

物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目の入力時

伝 送 項 目	(桁数)	内 容 等
種 別	2	3 0（固有値）
管理単位番号等	6	工場管理単位番号（数字のみで、左詰め4桁）
通 番	5	送付（送信）単位ごとの件数を表す一連番号
通 知 区 分	2	K I：ショップへの払出し K T：ショップからの返納（注1のとおり。）
補 給 処 区 分	1	4（第4補給処AD）
物 品 番 号	1 8	物品番号
単 位	2	単位
N E W 記 号	1	記録の状態記号 △：その他 C：取消し K：被訂正（訂正前）データ S：訂正（訂正後）データ ※訂正を行う場合、「K」及び「S」は常に一対で使用する。
状態条件	1	状態条件記号 S：使用可能品 R：要修理品 U：要検査物品 I：INC物品
数 量	6	0 0 0 0 0 1（物品増減報告対象品目及びシリアル管理品目は数量「0 0 0 0 0 1」 に限る）
官 給 区 分	1	G：GFP品目 C：CPP品目 F：CFP品目
証 書 番 号	1 8	工場で使用する整理番号（注3）
参 照 番 号	1 8	当該官給物品の受領に係る「工場受領返還記録」に記入した出荷側の証書番号又は 調達要求番号を記入する。 記録区分「KB」により在庫となった物品を「KI」「KT」する場合は、「KB」 した際に工場で付与した証書番号を記入する。
本機納入年度	4	対象となる製造又は修理対象機器の納入年度を西暦（4桁数字）で記入する。
作 業 区 分	1	受払の根拠となる作業内容を数字で記入する。 1：通常作業 2：特別作業（TCTO、契約不適合疑義及びラインコンシューム・流用分の補充等
契 約 番 号	9	当該品目の受払に係る修理契約等の契約番号（注4）
修 理 台 数	4	契約ごと受払時点で、何台目の修理かを表す一連番号
R T 区 分	1	当該品目に係る修理契約等の状態 R：要修理の修理契約等 T：TOC、物品の修理契約等 △：IRAN、オーバーホールの修理契約等、 Z：編入待処置を行わない場合
MRS区分	1	A：補給本部計画に係る（オーバーホール、定期修理等） D：補給処計画に係る（構成品修理等）
修理主品目物品 番号	1 8	修理対象品目の物品番号又は補給処が別に示す修理等については修理適用区分
参考物品番号	1 8	編入物品の受払の際に代替品を払出し又は返納した場合、代替品の物品番号を記入 する。
処理日付	8	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合処理日付
エラー照合番号	4	電算機「工場受払記録エラー参照」で表示されたエラー照合番号
スペース	1 9	
ロット番号	1 0	ロット管理品については、当該ロット番号（ロット管理品目でない場合は空白）
機器一連番号	1 2	メール又は郵送等による通知に限り、物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目 の場合、機器一連番号を記入する。物品増減報告対象品目又はシリアル管理品目で ない場合は空白
スペース	1 1	

別紙5－6－1（2－2）

工場受払不備記号一覧表

エラーマーク	エラーコード	不備内容	主な発生条件及び処置法
E	CAN	当該物品番号に該当する管理原簿は取り消されている。	
	CFG	官給区分に「C」「F」「G」以外の記号が使用された。	官給区分の入力が漏れていないか確認する。
	CNO	1 通知区分が、「KI」「KT」のとき、契約番号が空白になっている。 2 「本機納入年度」欄が、未記入である。 1 参照番号が「NO—DMF」かつ本機納入年度が入力されている（物品増減報告品目以外の場合）。 2 本機納入年度が「1900」～「2099」の範囲でない（物品増減報告品目の場合）。 3 契約番号が空白になっている。	物品増減報告品目は、工場受払記録では「納入年度」の入力が必要である。
	EIC	修理主品目物品番号の欄が空白になっている。	被修理品の物品番号を入力する。
	HCA	参考物品番号に該当する管理原簿は取り消されている。かつ参照番号が「NO—DMF」でない。	
	HDP	参考物品番号は担任外である。	
	HND	参考物品番号に該当する管理原簿がない。かつ参照番号が「NO—DMF」でない。	
	JYO	1 状態条件が空白となっている。 2 状態条件が規定の記号になっていない。	状態条件の入力が漏れていないか確認する。
	KQY	1 個別管理受払の数量が空白となっている。 2 個別管理受払の数量が1以外となっている。 3 個別管理受払の数量合計が受払の数量と異なる。	
	LOT	1 ロット番号が空白になっている。 2 当該ロット番号に該当する火工品ロット供用明細がない。 3 個別管理受払のロット番号が空白となっている。	
	MRS	MRS区分に「A」「C」「D」以外の記号が使用された。	工場受払記録では入力が必要である。
	NDM	当該物品番号に該当する管理原簿がない。	初度の取外しや、他補給処からの取次ぎ物品などは可能性大である。 物品番号が誤っていないか確認する。
	NEW	NEW記号が規定の記号になっていない。	「C」「K」「S」以外の記号が使用された。
	NPS	1 該当する供用明細がない（官給品）。 2 管理単位が空白となっている。 3 補給処等記号が空白となっている。	物品番号が誤っていないか確認する。
	NRS	該当する供用明細がない（寄託品）。	物品番号が誤っていないか確認する。

工場受払不備記号一覧表

エラーマーク	エラーコード	不備内容	主な発生条件及び処置法
E	CAN	当該物品番号に該当する管理原簿は取り消されている。	
	CFG	官給区分に「C」「F」「G」以外の記号が使用された。	官給区分の入力が漏れていないか確認する。
	CNO	1 通知区分が、「KI」「KT」のとき、契約番号が空白になっている。 2 「本機納入年度」欄が、未記入である。 ~~1 参照番号が「NO—DMF」かつ本機納入年度が入力されている（物品増減報告品目以外の場合）。~~ ~~2 本機納入年度が「1900」～「2099」の範囲でない（物品増減報告品目の場合）。~~ ~~3 契約番号が空白になっている。~~	物品増減報告品目は、工場受払記録では「納入年度」の入力が必要である。
	EIC	修理主品目物品番号の欄が空白になっている。	被修理品の物品番号を入力する。
	HCA	参考物品番号に該当する管理原簿は取り消されている。 ~~かつ参照番号が「NO—DMF」でない。~~	
	HDP	参考物品番号は担任外である。	
	HND	参考物品番号に該当する管理原簿がない。 ~~かつ参照番号が「NO—DMF」でない。~~	
	JYO	1 状態条件が空白となっている。 2 状態条件が規定の記号になっていない。	状態条件の入力が漏れていないか確認する。
	KQY	1 個別管理受払の数量が空白となっている。 2 個別管理受払の数量が1以外となっている。 3 個別管理受払の数量合計が受払の数量と異なる。	
	LOT	1 ロット番号が空白になっている。 2 当該ロット番号に該当する火工品ロット供用明細がない。 3 個別管理受払のロット番号が空白となっている。	
	MRS	MRS区分に「A」「C」「D」以外の記号が使用された。	工場受払記録では入力が必要である。
	NDM	当該物品番号に該当する管理原簿がない。	初度の取外しや、他補給処からの取次ぎ物品などは可能性大である。 物品番号が誤っていないか確認する。
	NEW	NEW記号が規定の記号になっていない。	「C」「K」「S」以外の記号が使用された。
	NPS	1 該当する供用明細がない（官給品）。 2 管理単位が空白となっている。 3 補給処等記号が空白となっている。	物品番号が誤っていないか確認する。
	NRS	該当する供用明細がない（寄託品）。	物品番号が誤っていないか確認する。

エラーマーク	エラーコード	不備内容	主な発生条件及び処置法
E	QTY	1 数量が6桁の数字になっていない（「000001」以上）。 2 個別管理品目の場合、数量が「000001」になっていない。	物品増減報告対象品目及びシリアル管理品目については、「1シリアル」につき「1証書番号」が必要である。
	RJY	受領時状態条件に「S」「R」「C」「I」「U」「T」「F」「空白」以外の記号が使用された。	工場受領返還記録「MS」では入力が必要である。 受領時状態条件を間違えると、現数と工場現在高調査の数量に不都合が発生するので注意する。
	RNK	参照番号の管理単位（3桁目から4桁）が誤っている。	「MS」「KS」において、参照番号欄の3桁目から管理単位番号が入力されているか確認する（カラム数の確認）。
	RNO	1 参照番号の業務記号（先頭2桁）が英字以外となっている。 2 参照番号が「NO-DMF」となっているが参考物品番号が入力されていない。 3 当該参照番号に該当する受払がない。 4 参照番号が記載されていない。 5 参照番号欄の記載が「参照番号」又は「参照番号、受領時状態条件」となっていない。	
	RTC	1 RT区分に「R」「T」「空白」「Z」以外の記号が使用された。 2 MRS区分が「A」の時、RT区分に「空白」「Z」以外の記号が使用された。 3 MRS区分が「D」の時、RT区分に「R」「T」「Z」以外の記号が使用された。	「Z」は、編入待処理を伴わない処理に使用する。
	SNO	物品番号欄が空白になっている。	
	SOJ	当該状態条件は出荷指令で指示された状態条件と相違する。	
	SOS	当該物品番号は出荷指令で指示された物品番号と相違する。	
	SPK	1 出荷先管理単位が空白になっている。 2 当該出荷先管理単位に該当する管理単位がない。	工場受領返還記録「MS」では入力が必要である。
	SER	1 個別管理品目に対し、機器一連番号が記載されていない。 2 機器一連番号が特定できない（当該参照番号に該当する受払に機器一連番号が複数ある）。 3 機器一連番号が当該参照番号に該当する受払の機器一連番号と相違する。 4 機器一連番号が特定できない（当該参照番号に該当する受払に機器一連番号がない）。 5 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減がない。 6 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の管理単位が担当補給処の管理単位と相違する。 7 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の供用先が送信元の工場補給単位番号と相違する。 8 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の状態条件が通知された状態条件と相違する。 9 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の管理単位が空白以外となっている。 10 個別管理品目に対し、機器一連番号が記載されていない（自動P/W受領の際、機器一連番号が特定できない）。	

エラーマーク	エラーコード	不備内容	主な発生条件及び処置法
E	QTY	1 数量が6桁の数字になっていない（「000001」以上）。 2 個別管理品目の場合、数量が「000001」になっていない。	物品増減報告対象品目及びシリアル管理品目については、「1シリアル」につき「1証書番号」が必要である。
	RJY	受領時状態条件に「S」「R」「C」「I」「U」「T」「F」「空白」以外の記号が使用された。	工場受領返還記録「MS」では入力が必要である。 受領時状態条件を間違えると、現数と工場現在高調査の数量に不都合が発生するので注意する。
	RNK	参照番号の管理単位（3桁目から4桁）が誤っている。	「MS」「KS」において、参照番号欄の3桁目から管理単位番号が入力されているか確認する（カラム数の確認）。
	RNO	1 参照番号の業務記号（先頭2桁）が英字以外となっている。 ~~2 参照番号が「NO-DMF」となっているが参考物品番号が入力されていない。~~ ~~3 2~~ 当該参照番号に該当する受払がない。 ~~4 3~~ 参照番号が記載されていない。 ~~5 4~~ 参照番号欄の記載が「参照番号」又は「参照番号、受領時状態条件」となっていない。	
	RTC	1 RT区分に「R」「T」「空白」「Z」以外の記号が使用された。 2 MRS区分が「A」の時、RT区分に「空白」「Z」以外の記号が使用された。 3 MRS区分が「D」の時、RT区分に「R」「T」「Z」以外の記号が使用された。	「Z」は、編入待処理を伴わない処理に使用する。
	SNO	物品番号欄が空白になっている。	
	SOJ	当該状態条件は出荷指令で指示された状態条件と相違する。	
	SOS	当該物品番号は出荷指令で指示された物品番号と相違する。	
	SPK	1 出荷先管理単位が空白になっている。 2 当該出荷先管理単位に該当する管理単位がない。	工場受領返還記録「MS」では入力が必要である。
	SER	1 個別管理品目に対し、機器一連番号が記載されていない。 2 機器一連番号が特定できない（当該参照番号に該当する受払に機器一連番号が複数ある）。 3 機器一連番号が当該参照番号に該当する受払の機器一連番号と相違する。 4 機器一連番号が特定できない（当該参照番号に該当する受払に機器一連番号がない）。 5 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減がない。 6 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の管理単位が担当補給処の管理単位と相違する。 7 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の供用先が送信元の工場補給単位番号と相違する。 8 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の状態条件が通知された状態条件と相違する。 9 当該機器一連番号に該当するシリアル物品増減の管理単位が空白以外となっている。 10 個別管理品目に対し、機器一連番号が記載されていない（自動P/W受領の際、機器一連番号が特定できない）。	

(表)

年 月 日

後方支援サービス利用申請書（新規・変更）

〇〇〇〇〇 殿
(契約工機保安責任者気付)

番号 (年月日)
会社・事業部名
(会社・事業部電話番号・住所)

申請者

裏面（第2 申請者の承諾条件について）を遵守することを前提として、
航空自衛隊との契約履行に当たり、インターネットを介した後方支援サービスの利用の許可を申請する。

記

申請者記入欄

1 利用目的
例：F-15機体定期修理について役務請負契約が締結されたため。（経託番号又は契約番号）

2 利用予定（契約）期間
〇〇. 〇〇. 〇〇 ～ 〇〇. 〇〇. 〇〇

3 利用者（区分は新規、抹消、継続のいずれかを記載し、人数が多い場合は、別紙に記載するものとする。）

区分	部署名	氏名（フリガナ）	利用者ID

注1：航空機関連の利用者については、別添「機能入力・出力画面利用申請」を添付する。（委託整備会社を除く）
注2：新規の利用者IDは、工機補給管理単位番号を記載する。（委託整備会社は空白とする）

4 保金管理者（申請する業務の保金管理者を記載するものとする。）

基地名	部隊名	保金管理者の職名

5 利用希望接続用パソコン台数
(新規に接続用パソコンが必要な場合のみ台数を記載し、その他は無しと記載する。)
□台

6 連絡担当者（いかなる申請においても省略することなく、記載するものとする。）

部署名	契約工機利用担当氏名	契約工機会社等最寄番号住所	電話番号（内線）	備考

官側記入欄

後方支援サービス利用許可証

No. _____

申請のとおり、利用予定（契約）期間におけるインターネットを介した後方支援サービスの利用を許可する。

年 月 日

サブサービス管理者 補給本部計画部長

第1 個人情報の収集について

防衛省（以下「官」という。）は、表面第3項「利用者」及び第6項「契約工務利用担当者」における個人情報については、航空自衛隊クラウドシステム（後方支援サービス）の適切な管理及び運用に資する目的のために収集するものであり、その目的を外れた使用はしないものとする。

第2 申請者の承諾条件について

申請者は、利用申請に当たり、次の条件を承諾するものとする。

1 後方支援サービス利用のための申請先は、次のとおりとする。

利用したい後方支援サービス	申請先
整備サブサービス（航空機関連）	航空自衛隊機給本部航空機部長（契約工務保全責任者兼任）
整備サブサービス（武器弾薬関連）	航空自衛隊機給本部武器弾薬部長（契約工務保全責任者兼任）
機給サブサービス	空機給処資材計画部長（契約工務保全責任者兼任）

※委託整備会社の申請先は、部隊等の長に申請するものとする。

2 申請書の区分における新規、変更の定義は次のとおりとする。

申請区分	定義
新規申請	1 新たに後方支援サービスの利用を申請する場合 2 後方支援サービスの利用許可を受けているが、別の申請先に初めて申請を提出する場合
変更申請	許可を受けている申請書の、第1項「利用目的」、第2項「利用予定（契約）期間」、第3項「利用者」、第5項「利用希望機種用パソコン台数」のいずれかに変更があった場合をさす。

3 次の状況が発生した場合、直ちに保全管理者に連絡し、指示に従うものとする。

- (1) 航空自衛隊クラウドシステムの利用において障害等が発生した場合
- (2) 航空自衛隊クラウドシステム用ID/パスワードが利用者以外の者に漏えいした場合、又は漏えいした可能性が認められる場合
- (3) 航空自衛隊クラウドシステム用ICカードが破損した場合
- 4 航空自衛隊クラウドシステムの利用に際しては、リテラシー教育を受講するとともに航空自衛隊が定めている情報保証に関する規則、航空システム通保隊及びサブサービス管理者の指示に従うものとする。
- 5 定期的に実施する航空自衛隊クラウドシステムの利用に関する官側の点検等を受検するものとする。
- 6 次の場合等、航空自衛隊クラウドシステムの利用を停止するとともに、官が貸し付けたパソコン（以下「機検用パソコン等」という。）を官側へ返還するものとする。
 - (1) この承諾内容の規定に違反する航空自衛隊クラウドシステムの利用が判明した場合
 - (2) 機検用パソコン等がサイバー攻撃を受けた場合、又はそのおそれがある場合
 - (3) 航空自衛隊クラウドシステムの情報保証を確保することが困難であると判断する状況が発生した場合
 - (4) 申請内容が異なっていることが判明した場合（申請書の変更が行われていない場合も含む。）
- 7 航空自衛隊クラウドシステムを利用しなくなる場合、保全管理者に連絡するものとする。
- 8 航空自衛隊クラウドシステムの利用者を排除した場合、速やかにICカードを保全管理者に返還するものとする。
- 9 電子証明書の変更等の理由により、官より機器の返還を求められた場合には、応じるものとする。
- 10 この承諾条件の改訂は、その都度、機給本部計画部がこれを行い、変更内容は、機給本部計画部所定の方法により、表面第5項の「契約工務利用担当者」に連絡するものとする。

なお、変更内容を連絡した後、貸付先において航空自衛隊クラウドシステムが利用された場合には、変更内容が承諾されたものとする。

11 禁止事項

- (1) 機検用パソコン等は、社内LANなど、他のネットワークに接続しないものとする。また、航空自衛隊クラウドシステムの接続に必要な指定するサイト以外のアクセスは禁止する。
- (2) 機検用パソコン等の構成を変更してはならない。（設定の変更、プリンターの接続等）
- (3) 機検用パソコン等の内蔵ハードディスクには、後方支援サービスを利用する上で必要な一時的な格納を除きデータを格納してはならない。
- (4) 機検用パソコン等は、官側に返還等を実施する以外には契約工務外への持ち出しは禁止する。
- (5) 官が貸し出した可能記憶媒体の契約工務外への持ち出しは禁止する。
- (6) 航空自衛隊で定めている情報保証規則に違反した行為
- (7) 機検用パソコン等において、官の用意する可能記憶媒体以外の使用は禁止する。
- (8) その他官から指示を受けた禁止事項

12 機検用パソコン等にデータを取り込む場合は、事前にウイルス対策ソフトを最新の定義ファイルに適用した状態でウイルスチェックを行い異常のないことを確認する。